

単位子ども会応援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども会活動の向上を図るため、市内の単位子ども会が行う事業に要する経費に対し、豊川市子ども会連絡協議会（以下「市子連」という。）の予算の範囲内で交付する単位子ども会応援給付金（以下「給付金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象)

第2条 給付金の交付対象である単位子ども会は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の4月1日において現に存する単位子ども会であること。
- (2) 当該年度において、継続的に活動を行う意思を有する単位子ども会であること。
- (3) 当該年度において、全国子ども会安全共済会の加入手続きを行っている単位子ども会であること。
- (4) 第3条に掲げる給付金の額を超える事業を行う意思を有する単位子ども会であること。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、1単位子ども会当たり年額10,000円とする。

(給付金の交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者は、当該年度の5月31日までに申請書を会長に対し提出しなければならない。申請書の様式は、単位子ども会活動費交付金交付申請書兼請求書（様式第1号）のとおりとする。

(給付金の交付決定)

第5条 会長は、前条の申請のあったときには、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において給付金を決定し、申請者に対し、交付決定通知書（様式第2号）により通知をするものとする。

(給付金の交付)

第6条 会長は、前条の規定により、給付金の交付を決定したときは、当該請求者に給付金を交付する。

(確認等)

第7条 会長は、交付した給付金が適切に使用されているか確認するため必要

があるときは、給付金の交付を受けた者に対して資料の提出又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第8条 交付決定をした後、事情の変更により特別の必要が生じたときに交付決定の全部若しくは一部を取り消す場合、又は、給付金の他用途への使用をし、交付決定の内容に違反したときに交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年度単位子ども会応援給付金交付申請書兼請求書

年 月 日

豊川市子ども会連絡協議会会長 殿

単位子ども会応援給付金を次のとおり申請します。また、交付決定後、給付金を下記の口座に振り込むよう請求します。

記

1 交付申請及び請求額 金 _____ 円

2 申請者の情報等

単位子ども会名	子ども会
申請者名	
申請者住所	豊川市
電話番号	— —

3 振込金融機関

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店名 _____ 支店
種 目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

4 確認事項（該当箇所にチェックを記入）

- 当該年度において、単位子ども会を継続的に活動。
- 当該年度において、全国子ども会安全共済会の加入手続き提出済。
- 当該年度において、給付金申請額以上の支出をする。

5 その他（留意事項）

- ※ 預金通帳（表紙及び見開き 1 ページ目）を添付してください。
- ※ 黒または青のボールペン等の筆記用具でご記入ください。
- ※ 訂正する場合は、修正液を使わず、二重線等で訂正してください。

様式第2号

年度単位子ども会応援給付金交付決定通知書

申請者 単位子ども会名 _____子ども会
氏 名 _____

年 月 日付で申請のありました単位子ども会応援給付金について、下記のとおり交付します。

年 月 日

豊川市子ども会連絡協議会
会長

記

交付決定額

金 円

交付の条件

- 1 単位子ども会活動を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
- 2 給付金を単位子ども会活動以外の目的又は用途に使用しないこと。
- 3 交付決定額以上の支出が見込まれない等、事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
- 4 交付した給付金が適切に使用されているか確認するため必要があるときは、資料の提出又は報告の求めに応じること。